

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

宝塚市の区域の人権擁護委員13人のうち1人の任期が、令和2年6月30日をもって満了するため、次の者を委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和2年（2020年）2月14日提出

宝塚市長 中 川 智 子

人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所



氏 名 津 國 千恵子

諮問第1号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所 [REDACTED]
氏 名 津 國 千恵子
生年月日 [REDACTED]
学 歴 [REDACTED]
職 歴 昭和54年 9月 尼崎南武庫郵便局入局
平成 5年 4月 宝塚市立養護学校PTA会長
平成 8年 4月 宝塚市体育指導委員
(平成24年4月宝塚市スポーツ推進委員に名称変更)
現在に至る。
平成11年 9月 民生委員・児童委員
現在に至る。
平成13年 4月 高司小学校区人権啓発推進委員会委員長
現在に至る。
平成26年 7月 人権擁護委員
平成29年 7月 人権擁護委員
現在に至る。

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 （略）